

入札に参加される方へ

令和7年3月12日

長期継続契約について

長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり契約の締結を行うことができる契約のことであり、入札時に決定した契約金額を契約期間内における翌年度以降の契約金額とするものです。

以下の事項に留意のうえ、入札に参加いただくようお願いします。

(1) 契約書について

① 契約期間

契約期間は、長期継続契約する複数年度の期間を記載することとなります。従って、内容の変更が無い限り、年度毎に契約書を取り交わす必要は無くなります。

② 契約書に記載の金額

契約書に記載の金額は、長期継続契約が各年度における予算の範囲内での支払いとなることから、基本的には入札時に決定した契約金額を記載していただきます。

③ 印紙税

印紙税額については、契約書記載事項により算出される契約期間における総額により決定することとなります。

④ 契約の変更

長期継続契約は、翌年度以降の予算を拘束するものではないため、複数年契約を締結しても、翌年度以降に当該契約の予算が減額又は削除された場合には、当該契約を変更又は解除します。

(2) 契約保証金について

契約金額の100分の10以上

(契約金額について、契約月額賃借料に12を乗じた額とする。)

ただし、堺市契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合があります。